

流山市市民参加推進委員会の評価シート

対象事業名	流山市手数料条例の一部改正
担当課	宅地課

① 市民参加の方法の選択について

パブリックコメントに加えて、意見交換会を行ったことは評価できるが、意見交換会の対象とねらいをより明確にすべきと考える。

《各委員からの意見》

・意見交換会の選択は妥当と評価するが、当該条例の対象は、開発行為に関与の事業者や地権者等の一部の市民であるため、パブリックコメントは馴染まないのではないか。むしろ、対象者への説明会や意見交換会の開催密度を深め市民参加の効果を高めるべきと考える。

・本事業については関連事業者に必要な情報であり、一般市民の参加を対象とする事案ではないと考える。

② 市民参加の方法のスケジュールの妥当性について

パブリックコメントと意見交換会を同時期に実施することにより、短期間で効率よく、意見を集めることができたことを評価する。

《各委員からの意見》

・意見交換会をパブリックコメント実施期間中に2か所で開催したことから、パブリックコメントで更に意見を提出できるスケジュールを行ったことは、評価する。

・当該条例改正は、「流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部改正」と対象となる市民（事業者）も重複していることから、同時期に市民参加の手法を実施した方が対象者にとっても、また、行政にとっても更なる時間と費用の節約になるのではないかと考える。

・各手法のスケジュールは一応充たしているが、パブリックコメントと意見交換の相乗効果を狙ったスケジュールとは言い難い。

③ 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について

パブリックコメント、意見交換会に先立ち、対象事業への参加案内のチラシの配布や各出張所に関連資料の設置等による情報発信は評価するが、情報内容について更なる工夫が必要と考える。

《各委員からの意見》

・パブリックコメントで一般市民に意見を求める根拠、どのような意見を求めようとしたのか不透明に感じた。その結果がパブリックコメントの意見数0件なのではないか。市民参加への周知や閲覧図書を設置場所を増やしても、市民からの関心度が薄く意見が吸い上げられなかったのではないかと考える。

・対象者が、土地所有者や開発業者に限定されていることから、一般市民の参加は馴染みにくい事案であったと思われるが、パブリックコメントを実施するにあたり、当該事業に該当する対象者にわかり易い情報提供をしたのか疑問が残る。

・一般市民には決定事項を告知すればいいのではないかと考える。

④ 改善点について

《各委員からの意見》

・開発行為に直接的に係る業者を対象にした意見交換会、開発行為の対象となる土地所有者や建て替えをする市民にとっても影響があると考え、パブリックコメントを選択したことは評価するが、パブリックコメントの回答数が0件であったことを「市民の関心が無かったから」と切り捨ててしまったら、そもそもパブリックコメントを選択し実施する意味がなくなってしまうと考える。また、「流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部改正」は、パブリックコメントの意見数も多く、意見交換会の参加率も高かったようであるが、「両事業も同じ手続きを行っている」としてしまえば元も子もない。市民参加を高めるための工夫は「手続き」ではない。同じ課内でコミュニケーションを密にし、ノウハウを共有し、謙虚に市民に意見を聞く気持ちを高めてもらいたい。

・条例の内容から業者と市民との対応は、意識的に区別して行うべきではなかった。

・市内には市街化調整区域があり、対象が明らかにわかる場合は、広報やホームページに限らず自治会等への通知を行い意見を求める等の工夫があっても良かったのではないかと考える。

・対象者が業者と思われがちであるが、最終的には、市民に影響がでる条例であるため、当該条例について、市民にどのように関係する等市民が関心を持てるような周知方法を工夫されたい。

・単に外形的に全ての事案を市民参加の対象とするのではなく、業務の生産性を考慮し、内容によっては事前事後の告知のみにするという担当部局の裁量権はないのか疑問が残る。

・当該事業関連の事業所60社に対し意見交換会の参加案内通知に対し、出席者数がわずか10名の参加という結果を踏まえ、今後の課題として一部の市民を対象とする市民参加手法の効率、効果的な具体施策の再構築を望む。

⑤ 当該事業の評価について

A

-

+

B

-

+

C

-

+

D

-